

第 112 号議案 附属機関の委員の任期等に係る規定を整備するための  
関係条例の整備に関する条例

<目 次>

	(ページ)
1 改正理由 . . . . .	1
2 改正内容 . . . . .	1～2
3 新旧対照表 . . . . .	3～24
【参考】附属機関の設置数及び関係法令 . . . . .	25

総 務 部

令和元年 9 月



# 附属機関の委員の任期等に係る規定を整備するための 関係条例の整備に関する条例について

## 1 改正理由

長崎市においては、地方自治法第138条の4第3項等の規定により、行政の執行に必要な調停、審査、諮問又は調査を行う機関として、附属機関を設置している。

今回、附属機関の委員の任期等に係る規定を整備したいので、関係条例を改正し、併せて所要の整備を行うもの。

## 2 改正内容

### (1) 個別条例の一部改正（第1条から第29条関係）

長崎市が設置する附属機関を組織する委員のうち、「団体を代表する者」や「事業に従事する者」等として委嘱した委員が、退職や退会等の理由により、その団体を離れたりその事業に従事する者等でなくなったりしたときは、当該附属機関の委員の任期中であっても、委嘱が解かれたものとする規定を設ける。

なお、このことにより、これまでは任期中に委員が上記理由により変更となる場合は、推薦団体が退任する委員から退任届を徴取し、変更届と併せて長崎市に提出し、その後、解嘱の辞令書を退任した委員に渡していただくという退任に係る事務があったが、その事務が不要となるため、推薦団体の負担が軽減される。

### (2) 対象条例及び附属機関（29条例、30附属機関）

	条例	附属機関名
1	長崎市社会教育委員条例	長崎市社会教育委員
2	長崎市公民館条例	公民館運営審議会
3	長崎市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金支給条例	長崎市消防賞じゅつ審査委員会
4	長崎市保健所運営協議会条例	長崎市保健所運営協議会
5	長崎市青少年問題協議会条例	長崎市青少年問題協議会
6	長崎市防災会議条例	長崎市防災会議
7	長崎市特別職報酬等審議会条例	長崎市特別職報酬等審議会
8	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	長崎市公務災害補償等認定委員会 長崎市公務災害補償等審査会
9	長崎市交通安全対策会議条例	長崎市交通安全対策会議

	条例	附属機関名
10	長崎市中央卸売市場業務条例	長崎市中央卸売市場取引委員会
11	長崎市スポーツ推進審議会条例	長崎市スポーツ推進審議会
12	長崎市景観条例	長崎市景観審議会
13	長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例	長崎市伝統的建造物群保存地区保存審議会
14	長崎市障害者施策推進協議会条例	長崎市障害者施策推進協議会
15	長崎市歴史民俗資料館条例	長崎市歴史民俗資料館運営委員会
16	長崎市環境基本条例	長崎市環境審議会
17	長崎市社会福祉審議会条例	長崎市社会福祉審議会
18	長崎市都市計画審議会条例	長崎市都市計画審議会
19	長崎市個人情報保護条例	長崎市個人情報保護審議会
20	長崎市男女共同参画推進条例	長崎市男女共同参画審議会
21	長崎市政治倫理審査会条例	長崎市政治倫理審査会
22	長崎市安全・安心まちづくり推進条例	長崎市安全・安心まちづくり推進協議会
23	長崎市消費生活条例	長崎市消費者苦情処理委員会
24	長崎市食育推進会議条例	長崎市食育推進会議
25	長崎市野口彌太郎記念美術館条例	長崎市野口彌太郎記念美術館運営委員会
26	長崎市図書館条例	長崎市図書館協議会
27	長崎市端島見学施設条例	長崎市端島見学施設運営審議会
28	長崎市地球温暖化対策実行計画協議会条例	長崎市地球温暖化対策実行計画協議会
29	長崎市日吉自然の家条例	日吉自然の家運営協議会

### (3) 施行日

公布の日

### (4) 関係条例の改正

長崎原爆資料館条例（長崎原爆資料館運営審議会）及び長崎市科学館条例（長崎市科学館運営協議会）については、本改正内容と併せて施設の目的外使用に関する規定の削除等に関する改正が必要なため、本議案（第112号議案）とは別に、第116号議案にて提案。

### 3 新旧対照表

#### 第1条関係 長崎市社会教育委員条例新旧対照表

現行	改正案
<p>長崎市社会教育委員条例</p> <p style="text-align: right;">昭和 26 年 2 月 6 日</p> <p style="text-align: right;">条例第18号</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(委員)</p> <p>第2条 委員の定数は、10人とする。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 学校教育の関係者</p> <p>(2) 社会教育の関係者</p> <p>(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</p> <p>(4) 学識経験のある者</p> <p>(5) 市民</p> <p>3 教育委員会は、前項第5号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>第4条 (略)</p>	<p>長崎市社会教育委員条例</p> <p style="text-align: right;">昭和 26 年 2 月 6 日</p> <p style="text-align: right;">条例第18号</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(委員)</p> <p>第2条 委員の定数は、10人とする。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者の<u>いずれか</u>のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 学校教育の関係者</p> <p>(2) 社会教育の関係者</p> <p>(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</p> <p>(4) 学識経験のある者</p> <p>(5) 市民</p> <p>3 教育委員会は、前項第5号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 <u>前条第2項第1号から第3号までに掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなったときは、前項に定める任期中であっても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。</u></p> <p>3 第1項本文の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>第4条 (略)</p>

#### 第2条関係 長崎市公民館条例新旧対照表

現行	改正案
<p>長崎市公民館条例</p> <p style="text-align: right;">昭和 26 年 2 月 6 日</p> <p style="text-align: right;">条例第19号</p> <p>第1条～第11条 (略)</p> <p>(審議会の組織)</p> <p>第12条 審議会の委員の定数は、10人とする。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 学校教育の関係者</p> <p>(2) 社会教育の関係者</p> <p>(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</p> <p>(4) 学識経験のある者</p>	<p>長崎市公民館条例</p> <p style="text-align: right;">昭和 26 年 2 月 6 日</p> <p style="text-align: right;">条例第19号</p> <p>第1条～第11条 (略)</p> <p>(審議会の組織)</p> <p>第12条 審議会の委員の定数は、10人とする。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者の<u>いずれか</u>のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 学校教育の関係者</p> <p>(2) 社会教育の関係者</p> <p>(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</p> <p>(4) 学識経験のある者</p>

現行	改正案
<p>(5) 市民</p> <p>3 教育委員会は、前項第5号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第13条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>第14条～第18条(略)</p>	<p>(5) 市民</p> <p>3 教育委員会は、前項第5号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第13条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 前条第2項第1号から第3号までに掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなったときは、前項に定める任期中であっても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。</p> <p>3 第1項本文の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>第14条～第18条(略)</p>

第3条関係 長崎市消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金支給条例新旧対照表

現行	改正案
<p>長崎市消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金支給条例</p> <p>昭和28年3月31日</p> <p>条例第11号</p> <p>第1条～第7条(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第8条 委員会は、委員長及び委員7人以内で組織する。</p> <p>2 委員長及び委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。</p> <p>(1) 市職員のうち、市長が定める職にある者</p> <p>(2) 団員</p> <p>第9条～第14条(略)</p>	<p>長崎市消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金支給条例</p> <p>昭和28年3月31日</p> <p>条例第11号</p> <p>第1条～第7条(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第8条 委員会は、委員長及び委員7人以内で組織する。</p> <p>2 委員長及び委員は、次に掲げる者の<u>いずれか</u>のうちから市長が任命する。</p> <p>(1) 市職員のうち、市長が定める職にある者</p> <p>(2) 団員</p> <p>第9条～第14条(略)</p>

第4条関係 長崎市保健所運営協議会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>長崎市保健所運営協議会条例</p> <p>昭和28年10月6日</p> <p>条例第44号</p> <p>第1条～第2条(略)</p> <p>(組織)</p>	<p>長崎市保健所運営協議会条例</p> <p>昭和28年10月6日</p> <p>条例第44号</p> <p>第1条～第2条(略)</p> <p>(組織)</p>

現行	改正案
<p>第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験のある者</p> <p>(2) 医療・保健関係団体を代表する者</p> <p>(3) 教育関係団体を代表する者</p> <p>(4) 市民活動団体を代表する者</p> <p>(5) 市民</p> <p>3 市長は、前項第5号に掲げる委員の選任に当たつては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。</p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>第5条～第11条 (略)</p>	<p>第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者の<u>いずれかの</u>うちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験のある者</p> <p>(2) 医療・保健関係団体を代表する者</p> <p>(3) 教育関係団体を代表する者</p> <p>(4) 市民活動団体を代表する者</p> <p>(5) 市民</p> <p>3 市長は、前項第5号に掲げる委員の選任に当たつては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。</p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 <u>前条第2項第2号から第4号までに掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなったときは、前2項に定める任期中であっても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。</u></p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>第5条～第11条 (略)</p>

第5条関係 長崎市青少年問題協議会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>長崎市青少年問題協議会条例</p> <p>昭和37年7月12日</p> <p>条例第16号</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験のある者</p> <p>(2) 関係行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者</p> <p>(3) 教育関係団体を代表する者</p> <p>(4) 子ども・青少年育成関係団体を代表する者</p> <p>(5) 地域活動団体を代表する者</p> <p>(6) 市議会議員</p> <p>(7) 市民</p> <p>3 市長は、前項第7号に掲げる委員の選任に当たつては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第3条 委員の任期は、次のとおりとし、再任されることを妨げない。</p>	<p>長崎市青少年問題協議会条例</p> <p>昭和37年7月12日</p> <p>条例第16号</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者の<u>いずれかの</u>うちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験のある者</p> <p>(2) 関係行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者</p> <p>(3) 教育関係団体を代表する者</p> <p>(4) 子ども・青少年育成関係団体を代表する者</p> <p>(5) 地域活動団体を代表する者</p> <p>(6) 市議会議員</p> <p>(7) 市民</p> <p>3 市長は、前項第7号に掲げる委員の選任に当たつては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第3条 委員の任期は、次のとおりとし、再任されることを妨げない。</p>

現行	改正案
<p>(1) 前条第2項第1号から第5号まで及び第7号に掲げる者のうちから委嘱された委員 2年</p> <p>(2) 前条第2項第6号に掲げる者のうちから委嘱された委員 その職にある期間</p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 前条第2項第2号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、その職を離れたときは、前2項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。</p> <p>4 第1項第1号の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>第4条～第7条(略)</p>	<p>(1) 前条第2項第1号から第5号まで及び第7号に掲げる者のうちから委嘱された委員 2年</p> <p>(2) 前条第2項第6号に掲げる者のうちから委嘱された委員 その職にある期間</p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 前条第2項第2号から第5号までに掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなったときは、前2項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。</p> <p>4 第1項第1号の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>第4条～第7条(略)</p>

第6条関係 長崎市防災会議条例新旧対照表

現行	改正案
<p>長崎市防災会議条例</p> <p>昭和 38 年 7 月 15 日</p> <p>条例第34号</p> <p>第1条～第2条(略)</p> <p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 防災会議は、会長及び委員55人以内で組織する。</p> <p>2 会長は、市長をもつて充てる。</p> <p>3 会長は、会務を総理する。</p> <p>4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 指定地方行政機関(法第2条第4号に規定するものをいう。以下同じ。)の職員のうち、市長が定める職にある者</p> <p>(2) 陸上自衛隊の自衛官のうち、市長が定める職にある者</p> <p>(3) 長崎県の知事の部内の職員のうち、市長が定める職にある者</p> <p>(4) 長崎県警察の警察官のうち、市長が定める職にある者</p> <p>(5) 市長の部内の職員のうち、市長が定める職にある者</p> <p>(6) 本市の教育委員会の教育長</p> <p>(7) 本市の消防本部の消防長</p> <p>(8) 本市の消防団長</p> <p>(9) 指定公共機関(法第2条第5号に規定するものをいう。以下同じ。)及び指定地方公共機関(法第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。)の職員</p> <p>(10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のあ</p>	<p>長崎市防災会議条例</p> <p>昭和 38 年 7 月 15 日</p> <p>条例第34号</p> <p>第1条～第2条(略)</p> <p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 防災会議は、会長及び委員55人以内で組織する。</p> <p>2 会長は、市長をもつて充てる。</p> <p>3 会長は、会務を総理する。</p> <p>4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>5 委員は、次に掲げる者の<u>いずれか</u>のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 指定地方行政機関(法第2条第4号に規定するものをいう。以下同じ。)の職員のうち、市長が定める職にある者</p> <p>(2) 陸上自衛隊の自衛官のうち、市長が定める職にある者</p> <p>(3) 長崎県の知事の部内の職員のうち、市長が定める職にある者</p> <p>(4) 長崎県警察の警察官のうち、市長が定める職にある者</p> <p>(5) 市長の部内の職員のうち、市長が定める職にある者</p> <p>(6) 本市の教育委員会の教育長</p> <p>(7) 本市の消防本部の消防長</p> <p>(8) 本市の消防団長</p> <p>(9) 指定公共機関(法第2条第5号に規定するものをいう。以下同じ。)及び指定地方公共機関(法第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。)の職員</p> <p>(10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のあ</p>



現行	改正案
<p>る者  (1) 前各号に掲げる者のほか、防災行政を推進する上で市長が必要と認める者  6 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。  7 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  8 第5項第1号から第8号までに掲げる者のうちから委嘱され、又は任命された委員が、<u>その職を離れたときは、前2項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱又は任命は解かれたものとする。</u>  9 第6項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱又は任命の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。  第4条～第5条(略)</p>	<p>る者  (1) 前各号に掲げる者のほか、防災行政を推進する上で市長が必要と認める者  6 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。  7 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  8 第5項第1号から第10号までに掲げる者(同号に規定する自主防災組織を構成する者に限る。)のうちから委嘱され、又は任命された委員が、<u>それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなったときは、前2項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱又は任命は解かれたものとする。</u>  9 第6項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱又は任命の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。  第4条～第5条(略)</p>

第7条関係 長崎市特別職報酬等審議会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>長崎市特別職報酬等審議会条例  昭和39年7月11日  条例第66号  第1条～第2条(略)  (組織)  第3条 審議会は、委員10人をもつて組織する。  2 審議会の委員は、本市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから市長が委嘱する。  3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。  4 委員は、再任されることできる。  5 第3項本文の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。  第4条～第10条(略)</p>	<p>長崎市特別職報酬等審議会条例  昭和39年7月11日  条例第66号  第1条～第2条(略)  (組織)  第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。  2 審議会の委員は、本市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから市長が委嘱する。  3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。  4 委員は、再任されることできる。  5 <u>第2項に規定する本市の区域内の公共的団体等の代表者のうちから委嘱された委員が、当該代表者でなくなったときは、第3項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。</u>  6 第3項本文の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。  第4条～第10条(略)</p>

第8条関係 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和42年12月26日 条例第29号</p> <p>第1条～第3条(略)</p> <p>(認定委員会)</p> <p>第4条 本市に認定委員会を置く。</p> <p>2 認定委員会は、委員5人をもつて組織する。</p> <p>3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験のある者</p> <p>(2) 関係行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者</p> <p>(3) 公務災害関係団体を代表する者</p> <p>4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 委員は、再任されることができる。</p> <p>6 第3項第2号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、その職を離れたときは、第4項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。</p> <p>7 第4項本文の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、3年を超えない期間とすることができる。</p> <p>8 認定委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>9 委員長は、会務を総理する。</p> <p>10 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。</p> <p>11 前各項に定めるもののほか、認定委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。</p> <p>第5条～第17条(略)</p> <p>(審査)</p> <p>第18条 実施機関の行う公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について不服がある者は、長崎市公務災害補償等審査会(以下「審査会」という。)に対し、審査を申し立てることができる。</p> <p>2 前項の申立てがあつたときは、審査会は、速やかにこれを審査して裁定を行い、これを本人及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。</p> <p>(審査会)</p> <p>第19条 本市に審査会を置く。</p> <p>2 審査会は、委員3人をもつて組織する。</p> <p>3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 学識経験のある者</p> <p>(2) 関係行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者</p>	<p>議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和42年12月26日 条例第29号</p> <p>第1条～第3条(略)</p> <p>(認定委員会)</p> <p>第4条 本市に認定委員会を置く。</p> <p>2 認定委員会は、委員5人以内で組織する。</p> <p>3 委員は、次に掲げる者の<u>いずれか</u>のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験のある者</p> <p>(2) 関係行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者</p> <p>(3) 公務災害関係団体を代表する者</p> <p>4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 委員は、再任されることができる。</p> <p>6 第3項第2号及び第3号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、<u>それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなった</u>ときは、第4項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。</p> <p>7 第4項本文の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、3年を超えない期間とすることができる。</p> <p>8 認定委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>9 委員長は、会務を総理する。</p> <p>10 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。</p> <p>11 前各項に定めるもののほか、認定委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。</p> <p>第5条～第17条(略)</p> <p>(審査)</p> <p>第18条 実施機関の行う公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について不服がある者は、長崎市公務災害補償等審査会(以下「審査会」という。)に対し、審査を申し立てることができる。</p> <p>2 前項の申立てがあつたときは、審査会は、速やかにこれを審査して裁定を行い、これを本人及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。</p> <p>(審査会)</p> <p>第19条 本市に審査会を置く。</p> <p>2 審査会は、委員3人をもつて組織する。</p> <p>3 委員は、次に掲げる者の<u>いずれか</u>のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 学識経験のある者</p> <p>(2) 関係行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者</p>

現行	改正案
<p>(3) 市職員のうち、市長が定める職にある者</p> <p>4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 委員は、再任されることができる。</p> <p>6 第3項第2号又は第3号に掲げる者のうちから委嘱され、又は任命された委員が、<u>その職を離れた</u>ときは、第4項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱又は任命は解かれたものとする。</p> <p>7 第4項本文の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱又は任命の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、3年を超えない期間とすることができる。</p> <p>8 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>9 会長は、会務を総理する。</p> <p>10 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。</p> <p>11 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。</p> <p>第20条～第24条(略)</p>	<p>(3) 市職員のうち、市長が定める職にある者</p> <p>4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 委員は、再任されることができる。</p> <p>6 第3項第2号又は第3号に掲げる者のうちから委嘱され、又は任命された委員が、<u>それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなった</u>ときは、第4項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱又は任命は解かれたものとする。</p> <p>7 第4項本文の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱又は任命の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、3年を超えない期間とすることができる。</p> <p>8 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>9 会長は、会務を総理する。</p> <p>10 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。</p> <p>11 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。</p> <p>第20条～第24条(略)</p>

第9条関係 長崎市交通安全対策会議条例新旧対照表

現行	改正案
<p>長崎市交通安全対策会議条例</p> <p>昭和46年7月16日</p> <p>条例第14号</p> <p>第1条～第2条(略)</p> <p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 会議は、会長及び委員19人以内で組織する。</p> <p>2 会長は、市長をもつて充てる。</p> <p>3 会長は、会務を総理する。</p> <p>4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 国の関係地方行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者</p> <p>(2) 長崎県の部内の職員のうち、市長が定める職にある者</p> <p>(3) 長崎県警察の警察官のうち、市長が定める職にある者</p> <p>(4) 長崎市議会議員</p> <p>(5) 長崎市教育長、長崎市消防局長その他本市の職員のうち、市長が定める職にある者</p> <p>(6) 市民</p> <p>6 市長は、前項第6号に掲げる委員の選任に当たつては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、次のとおりとし、再任されることを妨げない。</p> <p>(1) 前条第5項第1号から第3号まで、第5号及び</p>	<p>長崎市交通安全対策会議条例</p> <p>昭和46年7月16日</p> <p>条例第14号</p> <p>第1条～第2条(略)</p> <p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 会議は、会長及び委員19人以内で組織する。</p> <p>2 会長は、市長をもつて充てる。</p> <p>3 会長は、会務を総理する。</p> <p>4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>5 委員は、次に掲げる者の<u>いずれか</u>のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>国の関係地方行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者</p> <p>(1) 長崎県の部内の職員のうち、市長が定める職にある者</p> <p>(2) 長崎県警察の警察官のうち、市長が定める職にある者</p> <p>(3) 長崎市議会議員</p> <p>(4) 長崎市教育長、長崎市消防局長その他本市の職員のうち、市長が定める職にある者</p> <p>(6) 市民</p> <p>6 市長は、前項第6号に掲げる委員の選任に当たつては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、次のとおりとし、再任されることを妨げない。</p> <p>(1) 前条第5項第1号から第3号まで、第5号及び</p>

現行	改正案
<p>第6号に掲げる者のうちから委嘱され、又は任命された委員 2年</p> <p>(2) 前条第5項第4号に掲げる者のうちから委嘱された委員 その職にある期間</p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 前条第5項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる者のうちから委嘱され、又は任命された委員が、その職を離れたときは、第1項第1号及び前項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱又は任命は解かれたものとする。</p> <p>4 第1項第1号の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱又は任命の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>第5条～第8条 (略)</p>	<p>第6号に掲げる者のうちから委嘱され、又は任命された委員 2年</p> <p>(2) 前条第5項第4号に掲げる者のうちから委嘱された委員 その職にある期間</p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 前条第5項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる者のうちから委嘱され、又は任命された委員が、<u>それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなったときは</u>、第1項第1号及び前項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱又は任命は解かれたものとする。</p> <p>4 第1項第1号の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱又は任命の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>第5条～第8条 (略)</p>

第10条関係 長崎市中央卸売市場業務条例新旧対照表

現行	改正案
<p>長崎市中央卸売市場業務条例</p> <p style="text-align: right;">昭和 50 年 3 月 31 日</p> <p style="text-align: right;">条例第12号</p> <p>第1条～第78条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第79条 委員会は、委員15人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 卸売業者</p> <p>(2) 仲卸業者</p> <p>(3) 売買参加者その他の利害関係者</p> <p>(4) 学識経験のある者</p> <p>(任期)</p> <p>第80条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。</p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>第81条～第89条 (略)</p>	<p>長崎市中央卸売市場業務条例</p> <p style="text-align: right;">昭和 50 年 3 月 31 日</p> <p style="text-align: right;">条例第12号</p> <p>第1条～第78条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第79条 委員会は、委員15人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者の<u>いずれかのうちから</u>市長が委嘱する。</p> <p>(1) 卸売業者</p> <p>(2) 仲卸業者</p> <p>(3) 売買参加者その他の利害関係者</p> <p>(4) 学識経験のある者</p> <p>(任期)</p> <p>第80条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。</p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 <u>前条第2項第1号から第3号までに掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなったときは</u>、前2項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>第81条～第89条 (略)</p>

第1.1条関係 長崎市スポーツ推進審議会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>長崎市スポーツ推進審議会条例</p> <p style="text-align: right;">昭和63年3月31日</p> <p style="text-align: right;">条例第1号</p> <p>第1条～第2条(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験のある者</p> <p>(2) スポーツ関係団体を代表する者</p> <p>(3) 教育関係団体を代表する者</p> <p>(4) 産業関係団体を代表する者</p> <p>(5) 市民</p> <p>3 市長は、前項第5号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p>3 第1項本文の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>第5条～第8条(略)</p>	<p>長崎市スポーツ推進審議会条例</p> <p style="text-align: right;">昭和63年3月31日</p> <p style="text-align: right;">条例第1号</p> <p>第1条～第2条(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者の<u>いずれか</u>のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験のある者</p> <p>(2) スポーツ関係団体を代表する者</p> <p>(3) 教育関係団体を代表する者</p> <p>(4) 産業関係団体を代表する者</p> <p>(5) 市民</p> <p>3 市長は、前項第5号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p>3 <u>前条第2項第2号から第4号までに掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなったときは、第1項に定める任期中であっても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。</u></p> <p>4 第1項本文の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>第5条～第8条(略)</p>

第1.2条関係 長崎市景観条例新旧対照表

現行	改正案
<p>長崎市景観条例</p> <p style="text-align: right;">昭和63年12月20日</p> <p style="text-align: right;">条例第31号</p> <p>第1条～第25条(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第26条 審議会は、委員20人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験のある者</p> <p>(2) 建設業、商工業、屋外広告業及び観光関係団体を代表する者</p> <p>(3) 関係行政機関の職員のうち、市長が定める職に</p>	<p>長崎市景観条例</p> <p style="text-align: right;">昭和63年12月20日</p> <p style="text-align: right;">条例第31号</p> <p>第1条～第25条(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第26条 審議会は、委員20人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者の<u>いずれか</u>のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験のある者</p> <p>(2) 建設業、商工業、屋外広告業及び観光関係団体を代表する者</p> <p>(3) 関係行政機関の職員のうち、市長が定める職に</p>

現行	改正案
<p>ある者 (4) 市民 3 市長は、前項第4号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p>(任期) 第27条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 前条第2項第3号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、その職を離れたときは、前2項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。 4 第1項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>第28条～第32条(略)</p>	<p>ある者 (4) 市民 3 市長は、前項第4号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p>(任期) 第27条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 前条第2項第2号及び第3号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなったときは、前2項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。 4 第1項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>第28条～第32条(略)</p>

第13条関係 長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例新旧対照表

現行	改正案
<p>長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例 平成2年7月18日 条例第15号 第1条～第12条(略)</p> <p>(組織) 第13条 審議会は、委員20人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。 (1) 学識経験のある者 (2) 関係地域における建築物等の所有者等 (3) その他教育委員会が必要と認める者</p> <p>(任期) 第14条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>第15条～第22条(略)</p>	<p>長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例 平成2年7月18日 条例第15号 第1条～第12条(略)</p> <p>(組織) 第13条 審議会は、委員20人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者の<u>いずれか</u>のうちから教育委員会が委嘱する。 (1) 学識経験のある者 (2) 関係地域における建築物等の所有者等 (3) その他教育委員会が必要と認める者</p> <p>(任期) 第14条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 前条第2項第2号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、<u>同号の規定に該当する者でなくなったときは、前項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。</u> 3 第1項本文の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>第15条～第22条(略)</p>

第14条関係 長崎市障害者施策推進協議会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>長崎市障害者施策推進協議会条例</p> <p style="text-align: right;">平成8年12月24日</p> <p style="text-align: right;">条例第35号</p> <p>第1条～第2条(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験のある者</p> <p>(2) 障害者</p> <p>(3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者</p> <p>(4) 関係行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者</p> <p>(5) 市議会議員</p> <p>(6) 市民</p> <p>3 市長は、前項第6号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、次のとおりとし、再任されることを妨げない。</p> <p>(1) 前条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる者のうちから委嘱された委員 2年</p> <p>(2) 前条第2項第5号に掲げる者のうちから委嘱された委員 その職にある期間</p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 前条第2項第4号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、その職を離れたときは、第1項第1号及び前項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。</p> <p>4 第1項第1号の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>第5条～第10条(略)</p>	<p>長崎市障害者施策推進協議会条例</p> <p style="text-align: right;">平成8年12月24日</p> <p style="text-align: right;">条例第35号</p> <p>第1条～第2条(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者の<u>いずれか</u>のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験のある者</p> <p>(2) 障害者</p> <p>(3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者</p> <p>(4) 関係行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者</p> <p>(5) 市議会議員</p> <p>(6) 市民</p> <p>3 市長は、前項第6号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、次のとおりとし、再任されることを妨げない。</p> <p>(1) 前条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる者のうちから委嘱された委員 2年</p> <p>(2) 前条第2項第5号に掲げる者のうちから委嘱された委員 その職にある期間</p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 前条第2項第3号及び第4号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、<u>それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなった</u>ときは、第1項第1号及び前項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。</p> <p>4 第1項第1号の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>第5条～第10条(略)</p>

第15条関係 長崎市歴史民俗資料館条例新旧対照表

現行	改正案
<p>長崎市歴史民俗資料館条例</p> <p style="text-align: right;">平成9年6月19日</p> <p style="text-align: right;">条例第19号</p> <p>第1条～第20条(略)</p> <p>(組織)</p>	<p>長崎市歴史民俗資料館条例</p> <p style="text-align: right;">平成9年6月19日</p> <p style="text-align: right;">条例第19号</p> <p>第1条～第20条(略)</p> <p>(組織)</p>

現行	改正案
<p>第21条 運営委員会は、委員12人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験のある者 (2) 教育関係団体を代表する者 (3) 観光関係団体を代表する者 (4) 市民</p> <p>3 市長は、前項第4号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。</p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>第23条～第28条 (略)</p>	<p>第21条 運営委員会は、委員12人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者の<u>いずれか</u>のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験のある者 (2) 教育関係団体を代表する者 (3) 観光関係団体を代表する者 (4) 市民</p> <p>3 市長は、前項第4号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。</p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 <u>前条第2項第2号及び第3号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなったときは、前2項に定める任期中であっても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。</u></p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>第23条～第28条 (略)</p>

第16条関係 長崎市環境基本条例新旧対照表

現行	改正案
<p>長崎市環境基本条例</p> <p>平成 11 年 9 月 27 日</p> <p>条例第22号</p> <p>第1条～第27条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第28条 審議会は、委員20人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験のある者 (2) 関係行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者 (3) 市議会議員 (4) 市民</p> <p>3 市長は、前項第4号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第29条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。</p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 前条第2項第2号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、<u>その職を離れたときは、前2項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。</u></p>	<p>長崎市環境基本条例</p> <p>平成 11 年 9 月 27 日</p> <p>条例第22号</p> <p>第1条～第27条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第28条 審議会は、委員20人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者の<u>いずれか</u>のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験のある者 (2) 関係行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者 (3) 市議会議員 (4) 市民</p> <p>3 市長は、前項第4号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第29条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。</p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 前条第2項第2号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、<u>同号の規定に該当する者でなくなったときは、前2項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。</u></p>



現行	改正案
<p>4 第1項の規定にかかわらず、委員(前条第2項第3号に掲げる委員を除く。)の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>第30条～第34条(略)</p>	<p>4 第1項の規定にかかわらず、委員(前条第2項第3号に掲げる委員を除く。)の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>第30条～第34条(略)</p>

### 第17条関係 長崎市社会福祉審議会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>長崎市社会福祉審議会条例</p> <p>平成12年3月24日</p> <p>条例第2号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、長崎市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>第2条(略)</p> <p>(任期)</p> <p>第3条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。</p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、委員(法第8条の規定による市議会議員の委員を除く。)の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>第4条～第9条(略)</p>	<p>長崎市社会福祉審議会条例</p> <p>平成12年3月24日</p> <p>条例第2号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、長崎市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>第2条(略)</p> <p>(任期)</p> <p>第3条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。</p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 <u>法第8条に規定する社会福祉事業に従事する者のうちから委嘱された委員が、当該従事する者でなくなったときは、前2項に定める任期中であっても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。</u></p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、委員(法第8条の規定による市議会議員の委員を除く。)の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>第4条～第9条(略)</p>

### 第18条関係 長崎市都市計画審議会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>長崎市都市計画審議会条例</p> <p>平成12年3月24日</p> <p>条例第3号</p> <p>第1条(略)</p> <p>(組織)</p>	<p>長崎市都市計画審議会条例</p> <p>平成12年3月24日</p> <p>条例第3号</p> <p>第1条(略)</p> <p>(組織)</p>

現行	改正案
<p>第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験のある者</p> <p>(2) 市議会議員</p> <p>(3) 関係行政機関又は県の職員のうち、市長が定める職にある者</p> <p>(4) 本市に住所を有する者</p> <p>3 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。</p> <p>4 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。</p> <p>5 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱する。</p> <p>(任期)</p> <p>第3条 委員の任期は、次のとおりとし、再任されることを妨げない。</p> <p>(1) 前条第2項第1号、第3号及び第4号に掲げる者のうちから委嘱された委員 2年</p> <p>(2) 前条第2項第2号に掲げる者のうちから委嘱された委員 その職にある期間</p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 前条第2項第3号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、その職を離れたときは、第1項第1号及び前項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。</p> <p>4 第1項第1号の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>5 臨時委員の任期は、当該特別の事項の調査審議が終了するまでの期間とする。</p> <p>6 専門委員の任期は、当該専門の事項の調査が終了するまでの期間とする。</p> <p>第4条～第10条(略)</p>	<p>第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者の<u>いずれかのうちから</u>市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験のある者</p> <p>(2) 市議会議員</p> <p>(3) 関係行政機関又は県の職員のうち、市長が定める職にある者</p> <p>(4) 本市に住所を有する者</p> <p>3 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。</p> <p>4 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。</p> <p>5 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱する。</p> <p>(任期)</p> <p>第3条 委員の任期は、次のとおりとし、再任されることを妨げない。</p> <p>(1) 前条第2項第1号、第3号及び第4号に掲げる者のうちから委嘱された委員 2年</p> <p>(2) 前条第2項第2号に掲げる者のうちから委嘱された委員 その職にある期間</p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 前条第2項第3号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、<u>同号の規定に該当する者でなくなった</u>ときは、第1項第1号及び前項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。</p> <p>4 第1項第1号の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>5 臨時委員の任期は、当該特別の事項の調査審議が終了するまでの期間とする。</p> <p>6 専門委員の任期は、当該専門の事項の調査が終了するまでの期間とする。</p> <p>第4条～第10条(略)</p>

第19条関係 長崎市個人情報保護条例新旧対照表

現行	改正案
<p>長崎市個人情報保護条例</p> <p>平成13年10月1日</p> <p>条例第27号</p> <p>第1条～第39条(略)</p> <p>(審議会の組織及び委員)</p> <p>第40条 審議会は、委員12人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 市民団体の代表者</p> <p>(3) 市民</p>	<p>長崎市個人情報保護条例</p> <p>平成13年10月1日</p> <p>条例第27号</p> <p>第1条～第39条(略)</p> <p>(審議会の組織及び委員)</p> <p>第40条 審議会は、委員12人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者の<u>いずれかのうちから</u>市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 市民団体の代表者</p> <p>(3) 市民</p>

現行	改正案
<p>3 市長は、前項第3号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p>4 委員の任期は、3年とし、再任されることを妨げない。</p> <p>5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>6 第4項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、3年を超えない期間とすることができる。</p> <p>7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>第41条～第48条（略）</p>	<p>3 市長は、前項第3号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p>4 委員の任期は、3年とし、再任されることを妨げない。</p> <p>5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>6 <u>第2項第2号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、同号の規定に該当する者でなくなったときは、前2項に定める任期中であっても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。</u></p> <p>7 第4項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、3年を超えない期間とすることができる。</p> <p>8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>第41条～第48条（略）</p>

第20条関係 長崎市男女共同参画推進条例新旧対照表

現行	改正案
<p>長崎市男女共同参画推進条例</p> <p>平成14年9月25日</p> <p>条例第31号</p> <p>第1条～第22条（略）</p> <p>（組織）</p> <p>第23条 審議会は、委員15人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であつてはならない。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験のある者</p> <p>(2) 関係行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者</p> <p>(3) 男女共同参画関係団体を代表する者</p> <p>(4) 教育及び子ども・青少年育成関係団体を代表する者</p> <p>(5) 産業関係団体を代表する者</p> <p>(6) 市民活動団体を代表する者</p> <p>(7) 労働関係団体を代表する者</p> <p>(8) 報道関係団体を代表する者</p> <p>(9) 市民</p> <p>3 市長は、前項第9号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p>（任期）</p> <p>第24条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。</p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 前条第2項第2号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、<u>その職を離れたときは、前2項に定める任</u></p>	<p>長崎市男女共同参画推進条例</p> <p>平成14年9月25日</p> <p>条例第31号</p> <p>第1条～第22条（略）</p> <p>（組織）</p> <p>第23条 審議会は、委員15人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であつてはならない。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者の<u>いずれかのうちから</u>市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験のある者</p> <p>(2) 関係行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者</p> <p>(3) 男女共同参画関係団体を代表する者</p> <p>(4) 教育及び子ども・青少年育成関係団体を代表する者</p> <p>(5) 産業関係団体を代表する者</p> <p>(6) 市民活動団体を代表する者</p> <p>(7) 労働関係団体を代表する者</p> <p>(8) 報道関係団体を代表する者</p> <p>(9) 市民</p> <p>3 市長は、前項第9号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p>（任期）</p> <p>第24条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。</p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 前条第2項第2号から第8号までに掲げる者のうちから委嘱された委員が、<u>それぞれ同項の相当規定に</u></p>

現行	改正案
<p>期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>第25条～第30条（略）</p>	<p>該当する者でなくなったときは、前2項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>第25条～第30条（略）</p>

第21条関係 長崎市政治倫理審査会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>長崎市政治倫理審査会条例</p> <p>平成15年1月17日 条例第3号</p> <p>第1条～第2条（略）</p> <p>（組織及び委員）</p> <p>第3条 審査会は、委員6人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 市民</p> <p>3 市長は、前項第2号に掲げる委員の選任に当たっては、公募その他適当な方法により、これを行うものとする。</p> <p>4 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。</p> <p>5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>6 第4項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>第4条～第12条（略）</p>	<p>長崎市政治倫理審査会条例</p> <p>平成15年1月17日 条例第3号</p> <p>第1条～第2条（略）</p> <p>（組織及び委員）</p> <p>第3条 審査会は、委員6人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者の<u>いずれか</u>のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 市民</p> <p>3 市長は、前項第2号に掲げる委員の選任に当たっては、公募その他適当な方法により、これを行うものとする。</p> <p>4 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。</p> <p>5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>6 第4項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>第4条～第12条（略）</p>

第22条関係 長崎市安全・安心まちづくり推進条例新旧対照表

現行	改正案
<p>長崎市安全・安心まちづくり推進条例</p> <p>平成16年9月30日 条例第144号</p> <p>第1条～第9条（略）</p> <p>（協議会の組織及び委員）</p>	<p>長崎市安全・安心まちづくり推進条例</p> <p>平成16年9月30日 条例第144号</p> <p>第1条～第9条（略）</p> <p>（協議会の組織及び委員）</p>

現行	改正案
<p>第10条 協議会は、委員20人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験のある者</p> <p>(2) 関係行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者</p> <p>(3) 防犯関係団体を代表する者</p> <p>(4) 地域活動団体を代表する者</p> <p>(5) 教育関係団体を代表する者</p> <p>(6) 子ども・青少年育成関係団体を代表する者</p> <p>(7) 産業関係団体を代表する者</p> <p>(8) 市民</p> <p>3 市長は、前項第8号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第11条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。</p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 前条第2項第2号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、その職を離れたときは、前2項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>第12条～第16条 (略)</p>	<p>第10条 協議会は、委員20人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者の<u>いずれか</u>のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験のある者</p> <p>(2) 関係行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者</p> <p>(3) 防犯関係団体を代表する者</p> <p>(4) 地域活動団体を代表する者</p> <p>(5) 教育関係団体を代表する者</p> <p>(6) 子ども・青少年育成関係団体を代表する者</p> <p>(7) 産業関係団体を代表する者</p> <p>(8) 市民</p> <p>3 市長は、前項第8号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第11条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。</p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 前条第2項第2号から第7号までに掲げる者のうちから委嘱された委員が、<u>それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなった</u>ときは、前2項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>第12条～第16条 (略)</p>

## 第23条関係 長崎市消費生活条例新旧対照表

現行	改正案
<p>長崎市消費生活条例</p> <p>平成18年3月31日</p> <p>条例第4号</p> <p>第1条～第22条 (略)</p> <p>(委員会の組織)</p> <p>第23条 委員会は、委員5人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験のある者</p> <p>(2) 関係行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者</p> <p>(3) 産業関係団体を代表する者</p> <p>(4) 消費者関係団体を代表する者</p> <p>(任期)</p> <p>第24条 委員の任期は、4年とし、再任されることを妨げない。</p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、</p>	<p>長崎市消費生活条例</p> <p>平成18年3月31日</p> <p>条例第4号</p> <p>第1条～第22条 (略)</p> <p>(委員会の組織)</p> <p>第23条 委員会は、委員5人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者の<u>いずれか</u>のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験のある者</p> <p>(2) 関係行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者</p> <p>(3) 産業関係団体を代表する者</p> <p>(4) 消費者関係団体を代表する者</p> <p>(任期)</p> <p>第24条 委員の任期は、4年とし、再任されることを妨げない。</p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、</p>

現行	改正案
<p>前任者の残任期間とする。</p> <p>3 前条第2項第2号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、<u>その職を離れたときは</u>、前2項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、4年を超えない期間とすることができる。</p> <p>第25条～第31条（略）</p>	<p>前任者の残任期間とする。</p> <p>3 前条第2項第2号から第4号までに掲げる者のうちから委嘱された委員が、<u>それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなったときは</u>、前2項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、4年を超えない期間とすることができる。</p> <p>第25条～第31条（略）</p>

第24条関係 長崎市食育推進会議条例新旧対照表

現行	改正案
<p>長崎市食育推進会議条例</p> <p>平成18年9月27日 条例第30号</p> <p>第1条～第2条（略）</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 推進会議は、委員25人以内をもつて組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験のある者 (2) 医療・保健関係団体を代表する者 (3) 農業関係団体を代表する者 (4) 水産業関係団体を代表する者 (5) 子ども・青少年育成関係団体を代表する者 (6) 教育関係団体を代表する者 (7) 消費者関係団体を代表する者 (8) 市民活動団体を代表する者 (9) 市民</p> <p>3 市長は、前項第9号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p>（任期）</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>第5条～第9条（略）</p>	<p>長崎市食育推進会議条例</p> <p>平成18年9月27日 条例第30号</p> <p>第1条～第2条（略）</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 推進会議は、委員25人以内をもつて組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者の<u>いずれかのうちから</u>市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験のある者 (2) 医療・保健関係団体を代表する者 (3) 農業関係団体を代表する者 (4) 水産業関係団体を代表する者 (5) 子ども・青少年育成関係団体を代表する者 (6) 教育関係団体を代表する者 (7) 消費者関係団体を代表する者 (8) 市民活動団体を代表する者 (9) 市民</p> <p>3 市長は、前項第9号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p>（任期）</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 <u>前条第2項第2号から第8号までに掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなったときは</u>、前項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。</p> <p>3 第1項本文の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>第5条～第9条（略）</p>

第25条関係 長崎市野口彌太郎記念美術館条例新旧対照表

現行	改正案
<p>長崎市野口彌太郎記念美術館条例 平成18年12月28日 条例第42号</p> <p>第1条～第14条(略)</p> <p>(運営委員会の組織) 第15条 運営委員会は、委員8人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験のある者 (2) 芸術・文化関係団体を代表する者 (3) 観光関係団体を代表する者</p> <p>(任期) 第16条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>第17条～第20条(略)</p>	<p>長崎市野口彌太郎記念美術館条例 平成18年12月28日 条例第42号</p> <p>第1条～第14条(略)</p> <p>(運営委員会の組織) 第15条 運営委員会は、委員8人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者の<u>いずれか</u>のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験のある者 (2) 芸術・文化関係団体を代表する者 (3) 観光関係団体を代表する者</p> <p>(任期) 第16条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 <u>前条第2項第2号及び第3号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなったときは、前2項に定める任期中であっても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。</u> 4 第1項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>第17条～第20条(略)</p>

第26条関係 長崎市図書館条例新旧対照表

現行	改正案
<p>長崎市図書館条例 平成19年3月29日 条例第4号</p> <p>第1条～第19条(略)</p> <p>(協議会の組織) 第20条 協議会は、委員10人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 学校教育の関係者 (2) 社会教育の関係者 (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 (4) 学識経験のある者 (5) 市民</p> <p>3 教育委員会は、前項第5号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。</p>	<p>長崎市図書館条例 平成19年3月29日 条例第4号</p> <p>第1条～第19条(略)</p> <p>(協議会の組織) 第20条 協議会は、委員10人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者の<u>いずれか</u>のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 学校教育の関係者 (2) 社会教育の関係者 (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 (4) 学識経験のある者 (5) 市民</p> <p>3 教育委員会は、前項第5号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。</p>

現行	改正案
<p>(委員の任期) 第21条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>第22条～第26条 (略)</p>	<p>(委員の任期) 第21条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 前条第2項第1号から第3号までに掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなったときは、前項に定める任期中であっても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。</p> <p>3 第1項本文の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>第22条～第26条 (略)</p>

第27条関係 長崎市端島見学施設条例新旧対照表

現行	改正案
<p>長崎市端島見学施設条例 平成20年12月19日 条例第43号</p> <p>第1条～第13条 (略)</p> <p>(組織) 第14条 審議会は、委員10人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験のある者 (2) 関係行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者 (3) 観光業及び水産業関係団体を代表する者 (4) 海難防止関係団体を代表する者 (5) その他市長が必要と認める者</p> <p>(任期) 第15条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 前条第2項第2号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、その職を離れたときは、前2項に定める任期中であっても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>第16条～第22条 (略)</p>	<p>長崎市端島見学施設条例 平成20年12月19日 条例第43号</p> <p>第1条～第13条 (略)</p> <p>(組織) 第14条 審議会は、委員10人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者の<u>いずれか</u>のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験のある者 (2) 関係行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者 (3) 観光業及び水産業関係団体を代表する者 (4) 海難防止関係団体を代表する者 (5) その他市長が必要と認める者</p> <p>(任期) 第15条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 前条第2項第2号から第4号までに掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなったときは、前2項に定める任期中であっても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>第16条～第22条 (略)</p>



第28条関係 長崎市地球温暖化対策実行計画協議会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>長崎市地球温暖化対策実行計画協議会条例</p> <p style="text-align: right;">平成 21 年 3 月 23 日</p> <p style="text-align: right;">条例第4号</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 協議会は、委員30人以内をもつて組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。</p> <p>(1) 市職員のうち、市長が定める職にある者</p> <p>(2) 関係行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者</p> <p>(3) 関係地方公共団体の職員のうち、市長が定める職にある者</p> <p>(4) 法第37条第1項に規定する地球温暖化防止活動推進員</p> <p>(5) 法第38条第1項に規定する地球温暖化防止活動推進センターの役員又は職員</p> <p>(6) 本市に事務所又は事業所を有する事業者(法人にあつては、当該法人の役員又は職員)</p> <p>(7) 市民</p> <p>(8) 産業関係団体を代表する者</p> <p>(9) 教育関係団体を代表する者</p> <p>(10) 市民活動団体を代表する者</p> <p>(11) 環境関係団体を代表する者</p> <p>(12) 学識経験のある者</p> <p>3 市長は、前項第7号に掲げる委員の選任に当たつては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。</p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 前条第2項第1号から第3号までに掲げる者のうちから任命され、又は委嘱された委員が、<u>その職を離れたときは</u>、前2項に定める任期中であつても、当該委員の任命又は委嘱は解かれたものとする。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、委員の任期については、任命又は委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>第4条～第9条 (略)</p>	<p>長崎市地球温暖化対策実行計画協議会条例</p> <p style="text-align: right;">平成 21 年 3 月 23 日</p> <p style="text-align: right;">条例第4号</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 協議会は、委員30人以内をもつて組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者の<u>いずれか</u>のうちから市長が任命し、又は委嘱する。</p> <p>(1) 市職員のうち、市長が定める職にある者</p> <p>(2) 関係行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者</p> <p>(3) 関係地方公共団体の職員のうち、市長が定める職にある者</p> <p>(4) 法第37条第1項に規定する地球温暖化防止活動推進員</p> <p>(5) 法第38条第1項に規定する地球温暖化防止活動推進センターの役員又は職員</p> <p>(6) 本市に事務所又は事業所を有する事業者(法人にあつては、当該法人の役員又は職員)</p> <p>(7) 市民</p> <p>(8) 産業関係団体を代表する者</p> <p>(9) 教育関係団体を代表する者</p> <p>(10) 市民活動団体を代表する者</p> <p>(11) 環境関係団体を代表する者</p> <p>(12) 学識経験のある者</p> <p>3 市長は、前項第7号に掲げる委員の選任に当たつては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。</p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 前条第2項第1号から<u>第6号まで及び第8号から第11号</u>までに掲げる者のうちから任命され、又は委嘱された委員が、<u>それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなったときは</u>、前2項に定める任期中であつても、当該委員の任命又は委嘱は解かれたものとする。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、委員の任期については、任命又は委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</p> <p>第4条～第9条 (略)</p>

第29条関係 日吉自然の家条例新旧対照表

現行	改正案
<p>日吉自然の家条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年12月28日 条例第53号</p> <p>第1条～第14条（略）</p> <p>（組織）</p> <p>第15条 協議会は、委員12人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 学校教育関係者 (2) 社会教育関係者 (3) 学識経験のある者 (4) 地域活動団体を代表する者 (5) 市民</p> <p>3 教育委員会は、前項第5号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p>（任期）</p> <p>第16条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><u>2 前項本文の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</u></p> <p>第17条～第22条（略）</p>	<p>日吉自然の家条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年12月28日 条例第53号</p> <p>第1条～第14条（略）</p> <p>（組織）</p> <p>第15条 協議会は、委員12人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者の<u>いずれか</u>のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 学校教育関係者 (2) 社会教育関係者 (3) 学識経験のある者 (4) 地域活動団体を代表する者 (5) 市民</p> <p>3 教育委員会は、前項第5号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p>（任期）</p> <p>第16条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><u>2 前条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなったときは、前項に定める任期中であっても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。</u></p> <p><u>3 第1項本文の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。</u></p> <p>第17条～第22条（略）</p>

## 【参考】

### 附属機関の設置数

設置根拠	現行	R元. 10. 1	R2. 1. 1	R2. 4. 1	R3. 4. 1
附属機関条例 (別表第1)	65 機関	66 機関 (※1)	65 機関 (※2)	62 機関 (※3)	61 機関 (※4)
附属機関条例 (別表第2)	6 機関	6 機関	6 機関	6 機関	6 機関
個別条例	37 機関	37 機関	37 機関	37 機関	37 機関
法令等	16 機関	16 機関	16 機関	16 機関	16 機関
合計	124 機関	125 機関	124 機関	121 機関	120 機関

【備考】附属機関条例（別表第2）は類型の附属機関、附属機関条例（別表第1）はそれを除く附属機関

※1 長崎市宿泊税検討委員会の設置（令和元年長崎市条例第38号）

※2 長崎市常設型住民投票制度検討審議会の廃止（令和元年長崎市条例第38号）

※3 長崎市の鳥選定審査会の廃止（平成30年長崎市条例第2号）、長崎市市町村建設計画変更検討審議会の廃止（平成31年長崎市条例19号）及び長崎市宿泊税検討委員会の廃止（令和元年長崎市条例第38号）

※4 長崎市住宅政策協議会の廃止（令和元年長崎市条例第38号）

## 関係法令

地方自治法（抜粋）

第138条の4第3項 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。